

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金交付事業について

総務部 総務室

- ◆ 「令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用について」(令和4年9月20日閣議決定)に伴い、国の全額負担により、特に家計への物価高騰の影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、1世帯につき5万円の緊急支援給付金を給付します。
- ◆ 給付金の対象世帯は、令和4年9月30日時点で箕面市にお住まいの世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(非課税世帯)及び予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)です。
- ◆ 非課税世帯は、10月中に市から発送する確認書の返送を受け付けた後、順次振込を予定しています。
- ◆ 家計急変世帯は、広報による周知を行い、電話やオンライン申請サービスの「LoGoフォーム」による本人からのお申し出を受け付けた後、郵送等による申請受付、審査、振込を行います。

1. 補正予算概要

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金交付事業

【歳出】

委託料等	51,280 千円
交付金	1,010,000 千円
計	1,061,280 千円

【歳入】

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金交付事業費補助金(国庫補助10/10)	1,061,280 千円
--	--------------

2. 緊急支援給付金の概要

(1) 支給対象及び対象世帯数

令和4年9月30日に住民基本台帳に記録されている世帯で、次のいずれかに該当する世帯

- ①世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(市条例により市民税均等割が免除されている世帯、生活保護受給世帯、所得要件を満たすDV等避難者等を含む) 20,000世帯(見込み)
- ②予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にある(同一世帯に属する方のうち令和4年度分の市民税均等割が課税されている方全員の、それぞれの1年間の収入見込額が、市民税均等割が非課税になる水準に相当する額以下)と認められる世帯(家計急変世帯) 200世帯(見込み)

【参考】非課税相当限度額

	非課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族なし	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族が計1名	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族が計2名	205.7万円	136.0万円
配偶者・扶養親族が計3名	255.7万円	171.0万円

※なお、①及び②に関わらず、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く

(2) 周知方法

①住民税非課税世帯

市広報紙、市ホームページによる周知を行います。プッシュ型の給付となりますので、該当世帯へ市から確認書を送付しお知らせします。

②家計急変世帯

市広報紙、市ホームページによる周知に加え、生活相談窓口、社会福祉協議会の貸付窓口、生活保護申請の相談窓口などの家計急変世帯に該当する可能性が高い方の各種機会を捉えて個別に周知を行います。

(3) 支給方法

- ①非課税世帯については、10月中に市から順次、確認書を発送しますので、記載事項を確認のうえ、市に返送し、市の審査後、指定口座に振り込みます。
- ②家計急変世帯については、各種機会を通じて広報周知を行い、本人から市への申し出により申請書を発送しますので、申請書に必要事項を記入の上、令和4年1月以降の任意

の1ヶ月の収入(給与、事業、不動産、年金)を証する書類の写しなどを貼付して市に返送し、市の審査後、指定口座に振り込みます。

(4)申請期限

- ①非課税世帯については、令和5年1月31日まで。
- ②家計急変世帯については、令和5年1月31日まで。

3. 今後のスケジュール(予定)

対象	R4.10月	11月	12月	R5.1月	2月
非課税世帯		<ul style="list-style-type: none"> ● 順次確認書発送 ● 確認書受付 ● 順次審査 ● 順次振込 	確認書受付終了
家計急変世帯		<ul style="list-style-type: none"> ● 電話やLoGoフォームによる受付 ● 申請申出・申請書発送 ● 申請書受付 ● 順次審査 ● 順次振込 	申請期限

申請が必要な家計急変世帯等についての本人から市への申出は、電話やオンライン申請サービスの「LoGoフォーム」により、受け付けます。